

木造 2 階建て一戸建て住宅(延べ面積300㎡以下)チェックリスト



(各図書の記載例は<https://www.mlit.go.jp/common/001627106.pdf>に掲載されてます。)

仕様表

☐	令第 3 7 条	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損の恐れのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又は錆止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
☐	令第 3 8 条	地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置
☐		基礎の種類
☐		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
☐		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
☐		木ぐい及び常水面の位置
☐	令第 4 1 条	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
☐	令第 4 2 条	土台の設置、固定方法
☐	令第 4 3 条	柱の有効細長比、柱断面のかき取り、2F建ての隅柱、柱の小径
☐	令第 4 9 条	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
☐		構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1 m 以内の部分の防腐又は防蟻措置
☐	令第 4 4 条～ 令第 4 7 条	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
☐	令第 3 7 条	建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分に使用する指定建築材料の種別
☐		指定建築材料を使用する部分
☐		使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項
☐		日本産業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項
☐		使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号
☐	法第 2 2 条、	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
☐	法第 6 1 条	主要構造部(外壁及び軒裏)の材料の種別
☐	法第 2 8 条の 2	内装の仕上げに使用する建築材料の種別
☐		天井裏等の種別
☐	令第 1 2 9 条の 2 の 3	昇降機以外の建築設備の構造方法(給湯器等)

付近見取図

☐	規則第 1 条の 3	方位、道路及び目標となる地物
--------------------------	------------	----------------

配置図		
☐	規則第 1 条の 3	縮尺・方位
☐		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物の別
☐		擁壁の設置その他安全上適当な措置
☐		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
☐		敷地の接する道路の位置、幅員及び道路の種類
☐		下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
☐	令第 1 2 9 条の 2 の 4	建築物の外部の給水タンク等の位置
☐		配管設備の種別及び配置
☐	法第 3 1 条第 2 項	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
☐	令第 3 章第 4 節第 4 節の 2 第 7 節	組積造・補強コンクリートブロック造・無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法
☐	法第 3 章	敷地の道路に接する部分及びその長さ
☐		用途地域の境界線
☐		2 つにまたがる用途地域の場合、用途境界線
☐		防火地域の境界線
☐	法第 5 6 条	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
☐	令第 1 3 0 条の 1 2	後退緩和に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
☐	法第 5 6 条第 2 項	道路斜線制限の緩和に規定する後退距離
☐	法第 1 3 4 条	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
☐	法第 1 3 5 条の 4	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
平面図		
☐	規則第 1 条の 3	縮尺・方位
☐		間取、各室の用途及び床面積
☐		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
☐	法第 2 8 条	居室の採光寸法に規定する開口部の位置及び面積
☐	第 1 項	採光補正係数に規定する水平距離

☐	令第23条から 第26条	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造
☐	消防法第9条、	住宅用防災機器の位置及び種類
☐	第9条の2	小田原市火災予防条例における必要な事項
☐	法第28条 第2項、第3項 法第28条の2	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
☐		かまど、こんろその他設備機器の位置、種別及び発熱量
☐		火を使用する室に関する換気経路
☐		給気機又は給気口の位置、排気機又は排気口等の位置
☐		換気設備の有効換気量
☐	令第128条の5 第2項、第6項	火を使用する室、自動車車庫の内装の仕上げ材の種類
☐	法第36条、 令第28条から 第31条まで、 第33条及び 第34条(便所)	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
敷地面積求積図		
☐	規則第1条の3	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式
床面積求積図		
☐	規則第1条の3	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式
立面図		
☐	規則第1条の3	縮尺
☐		開口部の位置
☐		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
☐	法第20条	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
☐		屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
☐		構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
☐	法第28条	採光補正係数に規定する垂直距離
☐	第1項	屋根勾配(軒高算定用)
☐	法第3章	敷地境界線
☐		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
☐		2つにまたがる用途地域の場合、用途境界線
☐		土地の高低

☐	法第 5 6 条	前面道路の路面の中心の高さ
☐		地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
☐		法第 5 6 条第 1 項から第 6 項までの規定による建築物の各部分の高さ限度の検討
☐		擁壁の位置
☐		後退緩和に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
☐		道路斜線制限の緩和に規定する後退距離
☐	法第 1 3 4 条	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
☐	法第 1 3 5 条の 4	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
☐	令第 2 条第 1 項 第二号、第三号	手すりの高さ及びバルコニー等の開放する部分の高さ
☐		小屋裏収納の有無
断面図		
☐	規則第 1 条の 3	縮尺
☐		地盤面
☐		各階の床及び天井(天井のない場合は屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
☐	法第 2 0 条	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
☐		構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
☐	法第 2 章第 2 節	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法
☐		換気孔の位置
☐		ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況
地盤面算定表		
☐	規則第 1 条の 3	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
☐		平均地盤面を算定するための算式

構造詳細図		
☐	規則第 1 条の 3	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
☐	法第 2 0 条	令第 3 8 条第 3 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 (建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない)
☐		屋根ふき材の種別
☐		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
☐	法第 2 2 条 法第 6 1 条	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
☐	法第 2 3 条 法第 6 1 条	延焼のおそれのある部分の外壁・軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
壁量判定		
☐	令第 4 6 条 第 4 項	各階床面積
☐		床面積に乗ずる値
☐		地震力に対する必要壁量(各階)
☐		見付面積(各階・各方向)
☐		見付面積に乗ずる値
☐		風圧力に対する必要壁量(各階・各方向)
☐		存在壁量(各階・各方向)
☐		耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧
☐		耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置
☐		耐力壁図と集計表の整合
☐		壁量判定
☐		準耐力壁等の必要壁量に対する割合
☐	規則第 1 条の 3	壁及び筋かいの位置及び種類
☐		通し柱及び開口部の位置
☐	令第 3 章第 3 節	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
☐	法第 2 2 条 法第 6 1 条	耐力壁及び非耐力壁の位置

四分割法		
☐	令第46条 第1項	側端部分の床面積
☐		側端部分の床面積の根拠となる図と計算表
☐		地震力算定用係数
☐		側端部分の地震力に対する必要壁量(各階・各方向)
☐		耐力壁の壁倍率
☐		耐力壁の長さ
☐		側端部分の存在壁量(各階)
☐		耐力壁の種類
☐		耐力壁の配置
☐		壁量充足率
☐		充足率判定
☐		壁率比
☐		壁率比判定
☐		四分割法判定
柱頭柱脚金物算定		
☐	令第47条 第1項	N値計算表(各階)
☐		対象となる柱の位置と計算表の対応
☐		耐力壁の壁倍率
☐		耐力壁の種類と配置
☐		壁倍率の差
☐		補正值(筋かいの場合)
☐		出隅柱の判別
☐		周辺部位の押さえ効果を表す係数
☐		鉛直荷重による押さえ効果を表す係数
☐		決定N値
☐		N値に応じた接合金物の仕様
給排水衛生・電気設備図		
☐	規則第1条の3	縮尺・方位
☐		間取、各室の用途及び床面積
☐	法第31条 第1項	排水ますの種類及び位置
☐	法第32条	電源の種類及び位置
☐	令第129条の 2の4	配管設備の種類、配置、構造及び勾配
☐		配管設備の末端の連結先
☐		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
☐		給水管の止水弁の位置
☐		排水トラップ、阻集器及び通気管の位置

換気・採光・排煙計算書		
☐	法第28条	居室の採光に規定する開口部の位置及び面積
☐	第1項	居室の床面積
☐	(採光)	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
☐	法第28条 第2項 (必要有効換気量)	必要有効換気量及びその算出方法
☐	法第28条 の2(換気回数	有効換気量及びその算出方法
☐	の検討(シック ハウス等対策))	換気回数及び必要有効換気量
☐	法第126条の 2 (2階建て以下で、 200㎡以下の住宅 又は200㎡以下の	必要有効開放面積及びその算出方法
☐	長屋かつ、当該居 室の床面積1/20 以上の換気上有効 な窓を有するもの を除く)	有効開放面積及びその算出方法